

■ 商標ライセンサーは要注意！

- ライセンシーの欠陥製品に対する PL 責任がライセンサーにまで及ぶ場合も

商標法の基本原理のひとつに、ライセンスされた商標に基づく商品またはサービスの品質に対する商標所有者の管理義務があります。この義務を果たさないと、ライセンス対象商標に対する権利の喪失を招く場合もでてくるわけです。とはいえ、商標所有者がライセンシーの業務に関与しすぎると、ライセンシーが製造した欠陥製品によって引き起こされた傷害／損害に対する責任を問われるリスクも否定できません。今回は、このような商標ライセンサーの PL リスクについて考えさせられる 2004 年 4 月の米インディアナ州最高裁判決をご紹介します。

(Richard Kennedy et al. v. Guess, Inc. et al., Indiana Sup.Ct., 4/21/2004)

[事実概要]

原告ケイ・ケネディは 1996 年 11 月 22 日、インディアナポリスにあるラザラス・デパートで” Guess” ウォッチを購入した際、その景品として” Guess” ロゴの付された傘をもらった。1998 年 5 月 22 日、ケイの夫である原告リチャード・ケネディはこの傘を職場に持っていった。同僚がこの傘を振ったところ、取っ手部分から柄が外れ、リチャードの鼻にあたり、けがをした。

ケネディ夫妻は、過失責任および厳格責任の法理に基づく損害賠償を請求して、Guess, Inc.、Callanen International, Inc. (旧 Watches CGI, Inc.)、Interasia Bag Manufacturers, Ltd. および Interasian Resources, Ltd. を相手取り、インディアナ州のハミルトン巡回裁判所に提訴した。

問題の傘を製造したのは香港法人 Interasia Bag 社であり、Interasian Resources 社は同社の米法人。Callanen 社はコネチカット州法人であり、Guess 社から、ウォッチや傘について” Guess” ロゴのついた商品を販売するライセンスを受けていた。なお、最終的に Interasia Bag 社に対する訴状送達は認められなかった。

ハミルトン巡回裁判所は、Callanen 社と Guess 社による請求棄却の略式判決申立てを認めたが、インディアナ州上訴裁判所はこれを破棄 (Kennedy v. Guess, 765 N.E.2d 213 (Ind.Ct.App. 2002))。同州最高裁は、上告請求を受理し、以下の争点について検討することを認めた。

- 1) 「主たる販売者 (principal distributor or seller)」を製造者として扱う法規定について、重要な事実に関する真正の争点が存在しないことの証明責任はどのように作用するのか (訳注：略式判決を求める当事者は、対象となる事案について重要な事実に関する真正の争点が存在しないことを証明する必要がある)。
- 2) 不法行為リステートメント (2d) 第 400 条は、Callanen 社と Guess 社に対し、製造者としての義務に類する義務を課すものであるか否か

[判 旨]

I. 厳格責任の請求について

インディアナ州の製造物責任法は、製品によって生じた物理的危険について、ユーザーや消費者が、製造者または販売者に提起するすべての訴訟に適用される。インディアナ州法典 § 34-20-2-1 以下 (1999)。関連規定は以下のとおり：

『ユーザーもしくは消費者、またはユーザーもしくは消費者の財産に対し、不当に危険をもたらす欠陥を有する製品を販売し、貸与し、その他流通過程に置く者は、以下の場合、当該製品によって生じた物理的危害についてユーザーもしくは消費者に対し責任を負うものとする：

- ユーザーもしくは消費者が、当該欠陥によって生ずる危害がおよぶであろうことを販売者が合理的に予測できる範疇/階級の人々である場合
- 売主が、当該製品の販売事業に従事している場合、かつ
- 当該製品が、本法に基づく責任を追求される者によって販売された製品の状態に実質的変更なしに、ユーザーもしくは消費者の手に届くことが予期され、または現に届いた場合』

不法行為に対する厳格責任の訴訟が提起されるのは、欠陥製品の「製造者」に限定される。事実、法はこの限定についてかなりはっきりと定めている。すなわち、

『不法行為に対する厳格責任法理に基づくPL訴訟は、……販売者が欠陥（と主張される）製品もしくはその一部の製造者でない限り、当該販売者に対して提起することはできない』（インディアナ州法典 § 34-20-2-3(1999)）

一方で、

『裁判所が、欠陥（と主張される）製品もしくはその一部の製造者に対し管轄権を及ぼすことができない場合、当該製造者の主たる販売者(裁判所の管轄権が及ぶ者)が、本法目的上、当該製品の製造者とみなされる』（インディアナ州法典 § 24-20-2-4 (1999)）* 『国内販売者例外(“domestic distributor” exception)と呼ぶ

したがって、本法は Guess 社と Callanen 社が以下 2 つの条件を満たす場合にのみ、彼らに及ぶこととなる：

- 1) Callanen 社と Guess 社は、Interasia Bag の主たる販売者であり、かつ当裁判所の管轄権が及ぶこと
- 2) 当裁判所が、現実の製造者である Interasia Bag に対し管轄権を及ぼすことができないこと

A. Interasian Bagに対する管轄権

ケネディは、製造者である Interasia Bag の香港の住所宛てに訴状の送達を試みたが、その住所に同社は存在せず送達はできなかった。そこで、ケネディは「もはや Interasia Bag は事業を行っておらず、この裁判所の管轄権に服することがない、したがって Guess 社と Callanen 社が主たる販売者として裁判所の管轄権に服することになる」と主張する。また、ケネディは、Callanen が同社コネチカット・オフィスから Interasia Bag の米法人 Interasian Resources (ニューヨーク) に発注しているにすぎないため、Interasia Bag がインディアナ州との接触(インディアナ州裁判所が管轄権を及ぼすための条件)を持っているとはいえないと主張する。……これらの主張が十分というわけではないが、……少なくとも、重要な事実に関する真正の争点が存在することは示している。

B. 主たる販売者

先に述べたとおり、非製造者に責任を負わせるためには、その者が「主たる販売者」であることを示さなければならない。

ケネディは、当該傘には” Guess” ロゴしかついていないこと、および Callanen による Interasia Bag 製品の大量購入実績を示した……。これらの証拠に鑑みれば、Callanen 社が「主たる販売者」であるか否かという重要な事実について、いまだ真正の争点が存在すると言えよう。しかしながら、Guess 社についてはそのような争点が存在するとは言えない。Guess 社は、いかなる種類の販売店でも小売店でもなく、問題の傘を発注したこともない。当該傘を所有したことはいうまでもなく、その製造、供給、流通、組み立て、設計等にも一切関与していない。したがって、Guess 社は「主たる販売者」ではないとする Guess 社の主張については、何ら事実争点は存在しないといえる。したがって、この点についてのみ Guess 社の主張を認める略式判決は容認されるべきである。

II. 第 400 条の過失請求について

初めに、不法行為リステートメント (2d) 第 400 条は、ケネディの過失請求にのみ適用されるものであって、厳格責任請求には適用されない……。

過失責任が認められるためには、原告は、1) 被告に義務が存在すること、2) この義務に対する違反があったこと、3) この義務違反の結果、危害が生じたこと、を証明しなければならない。

ケネディは、Dudley Sports Co. v. Schmitt 判決 (151 Ind.App.217, 279 N.E. 2d 266 (1972)) を引用して、Guess 社と Callanen は第 400 条に基づき当該傘の『表見製造者 (apparent manufacturers)』とみなすことができるゆえに、義務を有していたと主張する。

第 400 条は以下の用に規定する：

『他者が製造した動産を自己のものとして提供する者は、その者が製造者であった場合と同様の責任を負う』

また、Dudley Sports 判決は次のように判示している：

『販売者が製品に自己の名称のみを付し、他者の製造物であることを示さない場合、公衆は、当該販売者がその製造者であるものと信ずるよう教唆される。この場合、公衆としては、販売者の知識に頼るしかない。製品がこのように流通された場合、最終購入者は真の製造者が誰であるかを確認するすべがないのである。このように(真の製造者を)明かさな以上、販売者は当該製品について保証し、自ら製造者としての責任を引き受けることになる』

Lucas v. Dorsey Corp. 判決 (609 N.E. 2d 1191 (Ind. Ct. App. 1993)) でも同様の結論に到っている。なお、この判決は商標ライセンサーの責任について検討した初のケースである。

Callanen 社は、当該傘に自らの名称が出ることはなく、いかなる形であれ自社が当該傘の製造者であることを示すような提供の仕方をしていないのであるから、Dudley Sports 判決もリステートメント第 400 条も自らには適用されないと主張する……。

確かに Callanen 社は、自らが製造者として当該傘を提供しなかったことを示すに足る証拠を提出したと言える。したがって、これに反駁する証拠を提出する責任はケネディ側に転換したのであり、ケネディは反証の責任を果たせなかったため、過失責任請求について Callanen 社の略式判決申立てを任用した一審判決に誤りはない。しかしながら、Guess 社が『表見製造者』とみなされるか否かについては別の見方をしなければならない。

いくつかの法域/裁判所では、製品の流通に何らの関与もしていない商標ライセンサーに責任を課している。例えば、Carter v. Joseph Bancroft & Sons Co. (360 F. Supp. 1103 (ED Pa. 1973)); Connelly v. Uniroyal, Inc. (389 N.E.2d 155 (Ill. 1979))。Guess社は、商標の使用ライセンスを与えただけでは第400条の責任を問うには不十分であり、それ以上のものが必要であると主張する。Burkett v. Petrol Plus of Naugatuck, Inc. 判決 (579 A.2d 26 (Conn. 1990)) において、コネチカット州最高裁のピーターズ判事は次のように述べている：

『製品の流通に対する何らかの関与を必要とする法域においては、ある当事者を”表見製造者”とするような流通過程への関与があったか否かの判断に様々な要素が用いられる。製品の設計をコントロールするライセンサーの権限、当該商標の使用に対して受け取る料金、商標の著名度、部品供給、広告への参加、ライセンス契約から得られる経済的利益の度合いなどが、これに含まれる』

この Petrol Plus 事件において、ゼネラルモーターズ (GM) は、トランスミッション液の同社商標”Dextron II”の使用についてライセンス供与した。ライセンサーは、このトランスミッション液の製造に際し、GMのテストを受けた上で被告 Burkert に販売された。コネチカット州最高裁は、「GMは当該欠陥オートマチック・トランスミッション液に関する販売、許可、贈与、融資に一切関与していなかった」のであるから、GMが当該製品を販売した者とは言えない、と判断した……。

同事件において、ピーターズ判事はさらに次のように指摘している。

商標ライセンサーは、ラナム法に基づき、商標の虚偽的／詐欺的使用を監視し、阻止する合理的措置を講ずる義務を有する。ゆえに商標ライセンサーは、彼らの商標が付された商品に対し何らかの関与をしようとする。さもなければ、当該商標に関する権利を喪失するリスクを負うからである。

ところが、コモンロー上の製造物責任システムの下では、ライセンサーが強い指揮監督を及ぼす場合、製造者と同様の責任がライセンサーに課されることになるため、これとは逆の方向に商標ライセンサーを駆り立てることになる。すなわち、商標ライセンサーとしては、”Sergeant Schultz” 抗弁（「私は何も知らない」）を保持するために、商標商品の設計と製造への監督について可能な限り関与の度合いを低くしようとするのである。これでは、消費者の最良の利益に反する。

以上に鑑み、当裁判所は、以下のとおり結論する。

インディアナ州のコモンローは、商標ライセンサーを、流通過程に置かれた欠陥商標商品に対して責任を有するものとして扱う。ただし、この責任は、設計、広告、製造、販売保証といったより大きな枠組みにおける商標ライセンサーの相対的関与の度合いに応じたものとすべきである。消費者は、本件”Guess”のようなロゴの付された商品が、それを付した者による何らかの監督を受けていると期待する一方、現代の商取引において、彼らが購入した製品が実際には商標権者以外の者によって製造されていることは十分に想像できるであろう。

このような前提において、本件における過ちの有無の認定作業は、陪審に委ねることが望ましい。したがって、Guess社に対する請求を棄却する略式判決は不適切であると判断する。

なお、『商標ライセンスの落とし穴』として、本件判決を紹介している Pillsbury Winthrop 法律事務所の Kevin T. Kramer, Patrick J. Jennings 弁護士によれば、アリゾナ州、カリフォルニア州、コ

ネチカット州、ケンタッキー州、オハイオ州、テキサス州が、インディアナ州と同様の法理を適用しているということです。

⇒ インディアナ州最高裁判決は以下のサイトで入手可

<http://caselaw.lp.findlaw.com/scripts/getcase.pl?court=in&vol=sc¥04210401.rts&invol=2>

